

中川事務所新聞

第43号
発行所
行政書士中川事務所
兵庫県姫路市

トピックス

【年頭挨拶】

今年もよろしくお願ひ申し上げます。

私のような個人事業者にとっては、1月1日は新事業年度の開始でもあります。そこで、常日頃皆様にお薦めしているように、私自身でも毎年欠かさず経営計画というものを作っています。

復習のために私の経営計画の構成を掲げます。

1. 経営理念
2. テーマ
3. 経営目標
4. 環境分析
5. アクションプラン

私の計画書は資金調達目的等ではなく、純粋な計画書です。新しく作る際には、前年度の振り返りもするので、大変有意

義なものとなります。私自身がその効用を実感しているので、皆様に強くお薦めしている訳です。



我が事務所では従業員にも同様の宿題を課しています。仕事始めには事務所の計画と従業員個人の計画を発表し合います。これも結構有意義なので、皆様も是非一度お試しあれ。

【給与支払報告書の提出】

平成19年提出分から、平成18年中に中途退職した人の「給与支払報告書」も提出することに

変わりました。ただし、支給総額が30万円以下の人は除きます。提出漏れの無いように気をつけましょう。

【1月の事務予定】

- ・1月決算法人期末実地棚卸
- ・9月決算建設業決算変更届
- ・11月決算法人確定申告&納税
- ・5月決算法人中間申告&納税
- ・納期特例分源泉所得税納付
- ・法定調書等提出
- ・償却資産税申告
- ・給与支払報告書提出
- ・年賀状の整理、住所録の整備



知ってお得！？法律雑学

Q. 保険会社の保険金不払いが相次いでいますが？



A. H18年12月10日付朝日新聞の記事によると、「2×4住宅」

なのに、「旧来の木造住宅」として火災保険契約している例が多いそうです。ちなみに、姫路市内、2F建の1戸建住宅（木造モルタル）150平米と同じく2×4住宅の保険料を某保険会社で試算してみると、前者が32,900円、後者が17,300円となり、倍近い開きがあります。

外見上は両者の違いが分かり難いため、設計書等で確認する必要があります。確認のポイントは、「2×4住宅」であることと「省令準耐火」であることです。

場合によっては10年以上も保険料を払い過ぎていることもあり得るので、念入りに調べたほうが良いでしょう。

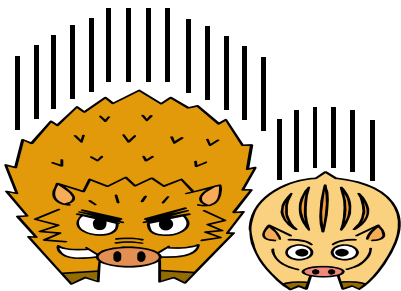
経営談義

【良い経営者の条件】

私は普段、多くの会社・経営者とともに仕事をさせてもらっていますが、毎日の活動の中で感じた業績のよい会社の経営者の特長は次のとおりです。

1. 素直であること

現状をすべて受け入れる度量の大きさともいえます。大きな流れに逆らうことのない柔軟性ともいえましようか。何でも吸収できる心の余裕があるので、質の良い情報も多く集まるものと思われまます。



2. 単純であること

経営の形態が極めてシンプルであることです。これとは逆に、小さい会社でありながらやたらと複雑な制度や仕組みを導入している会社は、策に溺れるというような状態が多いようです。中小企業は中小企業であること自体が長所であるのに、それを放棄して大企業の真似事をして上手くいくはずがありません。

3. 権限委譲ができること

権限委譲とは一般的に従業員への委譲を言いますが、零細企業で従業員も一、二名というところも多くあります。そういった会社では私たちのような専門家への権限委譲が上手に行われています。社長は商売に専念、細々したことは先生よろしく、というパター

ンです。これであれば私たち専門家の立場としてもやりがいがあります。

4. 付加価値の源泉を持っていること

付加価値とは会社が生き残るための糧となります。これがないと存続できません。その多くは現場で蓄積されていきますが、社長自身の勘や経験など、独自性が上手く蓄積されています。

以上はすべて私の主観です。理論的にはおかしな点もあるかもしれませんが、現場を観察した結果です。



私は今年、前厄に当たります。何がどうなるのか分かりませんが、体質が変わってきているのは確かです。しかし、体脂肪計に乗ると依然として体年齢は二十歳代なので、これを維持できるようにせいで夜のランニングに精を出します。

正月に信州スキー旅行を予定していましたが、ギリギリで断念しました。暖冬で雪が少なく、大人はともかく、キッズグレンドの積雪はありませんでした。残念です。

あとがき

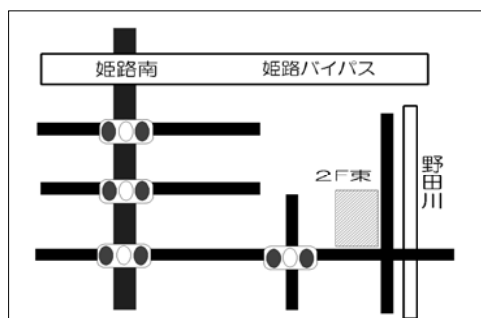
ワンストップ「経営・生活」サポーター

行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは？

- ・ 予防法務（問題が起こる前の対策）
- ・ 戦略会計（経営に役立つ会計）
- ・ マネジメント（経営支援）

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1

田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp